

「内府悦氣有り」

“Naifu (内府) seems to be delighted”

倉 本 一 宏

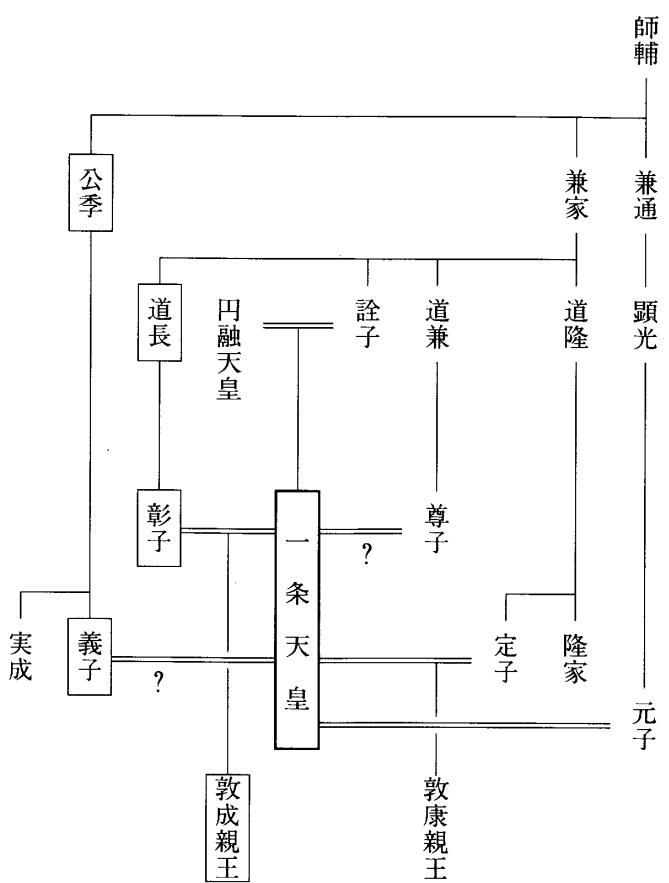
Kazz KURAMOTO

はじめに

『紫式部日記』の寛弘五年（1008）十一月一日、敦成親王五十日の祝宴の場面に、

「三位の亮、かはらけとれ」などあるに、侍従の宰相立ちて、内の大臣のおはすれば、下より出でたるを見て、大臣醉ひ泣きしたまふ。公季は、道長に召された息の実成が自分の下座から出てきたのを見て、「醉ひ泣き」していた、というのである。

考えてみれば、道長の女である彰子から誕生した敦成親王の祝宴といふのは、道長が後宮をも制覇したことの披露を意味しているわけであり、たつた一人の勝者と他のすべての敗者が確定したことを再確認する儀式のはずである。特に、女や妹がかつて一条天皇後宮に入つていたこともある顯光や公季、隆家にとつては、なかなか苦しい宴であつたに違ひない。公卿たちの醉態も、鬱屈した精神状態を割り引いて探しまわり、藤原隆家は女房を柱もとに引っ張り込んで聞き苦しい戯



一、「悦氣有り」

「悦氣」とか「興氣」という語は、ある人が「^(レ)満悦だつた」「^(レ)機嫌だつた」という様子を示す語である。直接的な記主本人の喜びの感情を表わす「悦（ヨロコビ）」とか「興（オコリ）」、「咲（ワラヒ）」とは異なり^(一)、他者が喜んでいる気配を記主が窺知する、といった語なのである。

ある儀式や政務の場において、あの人気が喜んでいた、あるいは喜んでくれた、という事実を古記録に記すということは、その人が記主にとって、そういう様を気に掛けなければならぬ対手であつたことを意味する。言わば、記主から特別扱いを受けていた人物ということになるはずである。⁽²⁾

そこで、『御堂関白記』と同時代の『小右記』に見える「悦氣」や「咲氣」という語が、どのように使われていたかを、以下に検してみる。

『小右記』には、これらの語は、以下のように十二例見える。ところが、結果を先に述べると、『御堂関白記』とは異なり、『小右記』に

見える「悦氣」は、公季とはまったく関わりなく、基本的には、ほとんどが道長に関する文脈の中に見えるのである。

考えてあげるべきであろう。
それにもかかわらず、この公季の脳天気ぶりは、異彩を放っている。

本稿においては、摂関期の古記録、特に道長の記した『御堂関白記』に見える「悦氣」という語を手掛かりに、公季や道長の立場、ひいては当該期の公卿の人間関係の機微に触れてみたい。

左府、前越後守尚賢朝臣を以て昨日の供奉の悦びを示さる。尚賢云、悦氣甚だ深き

ここでは、前日の彰子大原野行啓への実資の供奉を喜んだ道長⁽³⁾が、藤原尚賢を実資の許に遣して、感謝の意を表わしているのであるが、尚賢が道長の「悦氣甚だ深し」という様子を、実資に伝えたのである。

『遷幸部類記』所引「野記」寛弘七年(1010)十一月廿八日条

左大臣貢御馬十疋へ家司中将・少将・兵衛佐及他中少将・外衛佐・衛府侍中等牽御馬、片口近衛府官人取之、此間及黄昏、又雨降、仍還之、只一両廻了、左府云、中分可給左右歟、將次第可給歟、予答云、以上五疋給左、以下五疋給右、々可有愁、尚次第一給左、以第二給右、如此分給可無愁歟、相府頻咲氣、右大臣以此由奏聞、有天許、任申請可給者、仍分給了へ一三五七九左、二四六八十右、

(左大臣、御馬十疋を貢す。へ家司中将・少将・兵衛佐、及び他の中少将・外衛佐・衛府侍中等、御馬を牽く。片口の近衛府の官人、之を取る。)此の間、黄昏に及ぶ。又、雨降る。仍りて還る。只一両、廻り了んぬ。左府云はく、「中分して左右に給ふべきか。將、次第に給ふべきか」と。予答へて云はく、「上の五疋を以て左に給ひ、下の五疋を以て右に給はば、右、愁へ有るべし。尚ほ次第に一を左に給ひ、第二を以て右に給へ。此くのごとく分給せば愁へ無かるべきか」と。相府、頻りに咲氣あり。

右大臣、此の由を以て奏聞するに、天許有り。「申請に任せて給ふべし」とてへり。仍りて分給し了んぬ。へ一三五七九は左、二四六八十は右。)

(暁更、人々云はく、「中宮、御産平安に遂げ給ふ」と云々。仍り

一条天皇と中宮彰子が、道長の枇杷殿から、新造一条院に還御した日の記事。道長が、みずから貢上した十疋の馬を、左右の近衛府に分給しようとしたのであるが、最上の馬から五疋を左近衛府、程度の悪い五疋の馬を右近衛府に取らせるべきか、はたまた順番に左右に取らせるべきかを実資に問うた。右近衛大将の実資としては、程度の悪い馬ばかりが右近衛府に来ることには我慢ができるず、第一の馬を左近衛府、第二の馬を右近衛府、以下順繰りに分給するように、道長に申し出たのである。元々ご機嫌だった道長は、笑つてこの申し出を受け容れ、一条に奏聞、一条も許可するということで（こんなことまで一々裁可しなければならない一條も大変だったであろうが）、一三五七九を左近衛府、二四六八十を右近衛府に、それぞれ分給した、というもの。後に述べるように、道長が何時も気を遣っている公季が左近衛大将、子息の教通が左近衛中将であつたことも、道長の念頭にあつた（したがつて、実資の瘤に障った）のであろうか。

『小右記』長和二年(1013)七月七日条

暁更人々云、中宮御産平安遂給云々、仍令參資平、事依不審以隨身取案内於源納言、へ俊、へ還來云、丑刻許遂給、但女子者、相尋以書狀送納言許、其報云、御産丑刻許也、有所憚不參入へ九宮服、へ天相府已不見給卿相・宮殿人等、不悅氣色甚露、依令產女給歟、天之所為人事何為、

て資平をして参らしむ。事不審たるに依りて随身を以て案内を

源納言（俊）に取らしむ。還り来たりて云はく、「丑刻ばかり遂

げ給ふ。但し女子なり」てへり。相尋ぬるに書状を以て納言の

許に送る。其の報に云はく、「御産、丑刻ばかりなり。憚る所有

りて参入せず、へ九宮の服。」てへり。余、内は軽服を着し、外

は心喪に服す。此くのごとき間、役に参るべからず。小選くし

て、資平、帰り来たりて云はく、「相府、已に卿相・宮殿人等に

見え給はず。悦ばざる氣色、甚だ露はなり。女を産ませ給ふに

依るか。天の為す所、人事何んせむ」と。)

三条天皇の中宮となつた道長、二女の姫子が無事出産したという情報を得た実資が、養子の資平を遣して確認させたところ、道長が

皇女（禎子）の誕生を喜ばず、甚だ不機嫌であつたという報告を得た、というもの。

『小右記』長和二年（一〇一三）七月九日条

資平云、昨日参中宮、本宮奉仕御養産事、……云々、……左相国

猶有不悅之氣、

（資平云はく、「昨日、中宮に参る。本宮、御養産の事を奉仕す。

……」と云々。……左相国、猶ほ悦ばざる氣有り。）

禎子の三夜の御産養に至つても、道長がなお不機嫌であつたとい

う報告を得た、という記事。

『小右記』長和五年（一〇一六）三月廿日条

攝政被向新造二条第、日々被坐、諸卿追従、下官住処如隔壁、未
被遷移之前有欲參詣、仍從内参入、頗有悦氣、右衛門督懷平・左

衛門督教通・新中納言頼宗・藤宰相兼隆、相從攝政巡檢、所々追
従見之、土木工不可敢云、少時退出、

（攝政、新造二条第に向かはる。日々坐せらる。諸卿追従す。下

官の住む處とは壁を隔つるがごとし。未だ遷移せざる前に参詣
有らんと欲す。仍りて内より参入す。頗る悦氣有り。右衛門督

懷平・左衛門督教通・新中納言頼宗・藤宰相兼隆、攝政に相從
ひて巡檢す。所々追従し之を見る。土木の工、敢えて云ふべか

らず。少時くして退出す。）
諸卿が、攝政道長に引き連れられて道長の新造二条第を見に行つた、という記事。道長の誘いに応じて実資も見物に赴いたところ、道長は頗るご満悦だった、と記している。

『小右記』寛仁二年（一〇一八）六月廿八日条

行成已下参大殿、依御移徙事、両大納言先參上東門第、待候移給

云々、戌剋移給也、：頼光進献御調度、以件物等皆為新殿之用、

悦氣殊甚云々、從頼光宅持連進献、觀者如堵、道路以目云々、

（行成已下、大殿に参る。御移徙の事に依る。「両大納言、先づ上

東門第に参り、移り給ふを待ち候ず」と云々。戌剋、移り給ふ

なり。：頼光、御調度を進献す。件の物等を以て貲、新殿の用

と為す。「悦氣、殊に甚し」と云々。頼光の宅より持ち連ねて進

献す。「観る者、堵のことし。道路以て目す」と云々。）

道長が、新造なつた土御門第に移徙した際の、有名な記事。源頼
光が調度のすべてを調達したところ、道長は殊にご機嫌だった、
というもの（それはそうであろう）。

『小右記』寛仁三年（一〇一九）四月二日条

乗昏儀懷朝臣來語云、先日余所密談之事等洩申北方、有悅氣者、大略一日余申入道殿了、

（乗昏、儀懷朝臣、來たり語りて云はく、「先日、余の密談する所の事等、北の方に洩し申す。「悦氣有り」てへり。大略は一日、余、入道殿に申し了んぬ。）

この年の三月二十一日、道長は出家したのだが、二十九日、実資は道長を訪れて面談した。その際、道長は、隠遁の志はなく、月に五、六度は参内する旨を語り、実資を怒らせたのであるが、道長室の源倫子は、実資と道長の密談を伝聞して悦んだ、という情報が、橘儀懷から実資にもたらされたのである。何故に倫子が悦んだのかは、不明と言わざるを得ない。

『小右記』寛仁三年（一〇一九）八月十六日条

慶快為内供使從叡山來云、座主被惱一両日頗減、彼藥料薦可入者、付還奉遣之、宰相云、昨參入道殿、相遇尋円僧都、密談云、入道殿曰、聞座主病重由一両有悅氣者、可彈指、計也可望其職之人歟、

（慶快、内供の使と為て叡山より来たりて云はく、「座主、惱まる

るも一両日頗る減ず。彼の藥料の薦、入るべし」とへり。還るに付して遣はし奉る。宰相云はく、「昨、入道殿に参るに、尋円僧都に相遇ふ。密談して云はく、「入道殿曰はく、「座主の病重き由を聞き一両悦氣有り」てへり。弾指すべし」と。計るに其の職を望むべき人か。）

天台座主慶円の病惱に際し、資平が尋円から、「慶円の病が重いの

を聞いて悦ぶ者が一、二人いる」と聞きて、道長が憤っていた、という情報を得た。これも道長のせりふの中に登場する語である。

『小右記』治安三年（一〇二三）八月廿四日条

早朝東大寺別當律師觀真來言慶由、於堂相遇、喜悅氣色不可敢云、（早朝、東大寺別當律師觀真、來たりて慶の由を言す。堂に於いて相遇ふ。喜悅の氣色、敢えて云ふべからず。）

二日前に東大寺別當に定まつた觀真が実資の許に慶賀のためにやつて来た際の喜悦の様子を、このように記している。

『小右記』治安三年（一〇二三）十一月二日条

般若寺三昧僧五人來、愁供米事、（國司不下行事、）依施手作布各一端有悅氣云々、

（般若寺三昧僧五人來たり、供米の事を愁ふ。（國司、行事を下さず。）「手作布各一端を施すに依りて悦氣有り」と云々。）

般若寺の三昧僧が、愁訴のために実資の許にやつて来た。実資は、もちろん直接には会わなかつたが、手作布の施しを受けた僧たちは喜んでいた、との家人の報告を記した。

『小右記』万寿四年（一〇二七）十一月廿一日条

式光云、禪室弥以無力、痢病無數、飲食已絕、入夜中將從禪門來云、從時弥危急、無力殊甚、痢病無度、亦背腫物發動、不受醫療、左右多危、可難待得行幸日之由家子所談、又云、行幸事至今無悅氣、又東宮行啓事有御消息、而不能申通、昨坐不覺云々、女院・中宮御坐、然而相親難見給、依有汚穢事歟云々、

（式光云はく、「禪室、弥よ以て無力。痢病無數にして、飲食已に

絶ゆ」と。夜に入りて、中将、禪門より来たりて云はく、「従時、弥よ危急。無力殊に甚し。痢病度無し。亦、背の腫物、發動し、医療を受けず。左右、多く危ぶむ。行幸の日を待ち得ること難かるべき由、家の子の談ずる所なり」と。又云はく、「行幸の事、今に至るも悦氣無し。又、東宮行啓の事、御消息有り。而るに申し通ふこと能はず。昨、不覺に坐す」と云々。「女院・中宮、御坐します。然れども相親しく見給ふこと難し。汚穢の事有るに依るか」と云々。)

危篤に陥った道長が、後一条天皇の行幸を受けることを、ついに喜ばなかつた、という情報を、実資が得た。後文に見えるように、痢病による「汚穢の事有るに依る」のであろうか。⁽⁵⁾ なお、法成寺行幸は結局二十六日に行なわれ、道長は十二月四日に薨去している。

『小右記』長元四年（一〇三一）二月廿九日条

山階僧朝寿來、不相遇、与帰糧三石、有悅氣云々、
(山階の僧朝寿來たる。相遇はず。帰るに糧三石を与ふ。「悦氣有り」と云々。)

興福寺僧の朝寿が実資を訪ねたが、実資は会わなかつた。帰り際に布施を施したところ、朝寿は喜んだ、との家人の報告を記した。『小右記』長元五年（一〇三二）十二月廿日条

為資朝臣云、去夜夢想、故公業束帶、把笏、相逢途中、容顔枯槁、已無氣力、為資云、右大殿為御被行施餓鬼法、公業跪摩手云、穴字礼之々々、喜悅氣色不可敢言、先日夢想既以相合、世間之人後

生可恐、餓鬼報誰可脱哉、可悲々々、可嘆々々、

（為資朝臣云はく、「去夜の夢想に、故公業、束帶し、笏を把り、

途中に相逢ふ。容顔枯槁し、已に氣力無し。為資云はく、「右大

殿、御為に施餓鬼法を行はる」と。公業跪き手を摩りて云はく、

『あなうれし、うれし』と。喜悦の氣色、敢へて言ふべからず」

と。先日の夢想、既に以て相合ふ。世間の人、後生恐るべし。

餓鬼の報ひ、誰か脱るべけんや。悲しむべし、悲しむべし。嘆くべし、嘆くべし。

『小右記』のほぼ最末尾に近い記事である。藤原為資が、餓鬼道に墮した藤原公業を夢で見た。実資が公業のために施餓鬼法を修した、と聞いた公業は、跪き手を摩つて「あなうれし、うれし」と、喜悦の氣色を浮かべた、と続く。『日本靈異記』に出てきそうな話であるが、晩年の実資の思想の一端が窺え、興味深い。

以上、『小右記』に見える「悦氣」を眺めてきたが、全十三例中、道長の生前に使われた十一例のうちでは、七例が「道長のご機嫌」の良し悪しに関して使われている。残る四例のうちでは、二例も、道長のせりふの中で使われているものや、道長と実資の密談を聞いた道長室倫子の「ご機嫌」など、道長に関わる文脈の中で使われているものである。道長と関わりのない二例は、実資の許を訪ねてきた僧に関するもので、道長以外の他の貴族に関する文脈の中で使われているわけではない。

また、道長の死後、『小右記』では、この語はあまり使われなくなつた。関白頼通さえも、その儀式に関する博識を頼つてきているといふ情勢においては、実資にとつて、ご機嫌を伺わなければならぬ対

手は、もはや存在しないのであろう（最後の例が、死後の六道輪廻に關わるものであることも、象徵的である）。

繰り返すが、『小右記』の記主である実資にとつて、「ご満悦であつた」（あるいは、「ご機嫌が悪かつた」などと、その機嫌を伺わなければならぬ対手は、ほぼ道長しか存在しないのであつて、公季などは、ほとんど眼中にはなかつたのである（そういえば、閑白頼通に関する「悦氣」がまったく存在しないことにも、実資の意氣を感じるべきであろうか）。

二、『御堂閑白記』に見える「悦氣」

それでは、『小右記』の中で実資にやたらと「ご機嫌」を伺われていた道長の記した『御堂閑白記』においては、「悦氣」という語はどのように使われているのであろうか。『御堂閑白記』には、「悦氣」または「興氣」という語は、以下のように八例見える。

『御堂閑白記』寛弘元年（一〇〇四）八月十七日条

早朝登山、為会不斷念佛也、至院源僧都房、午時許入堂、其次見勝蓮華院、座主有悦氣、

（早朝、山に登る。不斷念佛に会せんが為なり。院源僧都の房に至る。午時ばかり堂に入る。其の次いで勝蓮華院を見る。座主、悦氣有り。）
延暦寺不斷念佛会に参列するため比叡山に登り、勝蓮華院に到つた道長に対し、天台座主の覚慶が機嫌良く迎えた、という記事。

『御堂閑白記』寛弘三年（一〇〇六）五月二日条

午時参八省院、時剋打鐘、初堂、權中納言（忠輔）・宰相中將兩人令參内、為令行南殿事也、事了參内、此内事了、即出、初三十三講、入夜仁王会檢校右大將□□、雖日近具僧、感此由有悦氣、
(午時、八省院に参る。時剋、鐘を打つ。堂を初む。權中納言（忠輔）・宰相中將兩人をして、参内せしむ。南殿の事を行なはしめんが為なり。事了りて参内す。此れ内の事なり。了りて即ち出づ。三十講を初む。入夜、仁王会の檢校右大將、□□。日近きと雖も僧を具ふ。此の由を感じ悦氣有り。)

道長第法華卅講に際して、内裏において行なわれた仁王会と日時が近接していたにもかかわらず、定員分の僧が揃つてくれたことに対する、道長自身が喜んでいる、という記事。

『御堂閑白記』寛弘三年（一〇〇六）九月三日条

右衛門督・左衛門督・左大弁等作行幸式、參内、候宿、被仰云、行幸日可聞參東宮給由者、啓事由、可參給者、宮御氣色極宜、有悦氣、

（右衛門督・左衛門督・左大弁等、行幸式を作る。内に参る。候宿す。仰せられて云はく、「行幸の日、東宮参り給ふ由を聞くべし」とへり。「事の由を啓するに、參り給ふべし」とへり。宮の御氣色、極めて宜し、悦氣有り。）

一条天皇の土御門第行幸に際して、東宮居貞親王（後の三条天皇）も参るべし、との一条の意向を居貞に伝えたところ、居貞はすこぶる機嫌がよかつた、という記事。一条—道長ラインと居貞との

微妙な関係が窺え、興味深い。

『御堂闕白記』寛弘四年（一〇〇七）十一月廿二日条

使高雅、舞人四人我子也、是希有事也、昨一舞頼宗・顯信也、是座次第也、今日以教通被仰一舞、依中宮御歟、内府・傳与同車見物、内府孫小童乗車、内府有悦氣、是一日事思也、
(使は高雅。舞人四人は我が子なり。是れ希有の事なり。昨の一舞は頼宗・顯信なり。是れ座の次第なり。今日、教通を以て一舞を仰せらる。中宮御すに依るか。内府・傳と同車にて見物す。内府、孫の小童と車に乗る。内府、悦氣有り。是れ一日の事を思すなり。)

賀茂臨時祭当日のことを記した記事であるが、公季のご機嫌に関連するのは、春日祭であった。この年の春日祭は、十月二十六日に祭使が故障を申して辞退、やむなく二十九日の小除目で道長男の教通を祭使奉仕のためと称して権左少将に任じ、教通は十一月八日に春日祭使として出立した。その出立の儀に、異例のことながら左大将（つまり教通の上司）も兼ねている公季が参会してくれた。感激して「悦身余泥醉不覚（悦び身に余り泥酔して不覚）」となつた道長は、一条天皇から賜つた馬をはじめとする三疋の馬（「家の馬第一」も含む）や蒔絵野刀などを、引出物として公季に賜つた。^{〔6〕}

この二十二日の賀茂臨時祭においても、子息四人が舞人となると、いう光栄に感激している道長であつたが、そういう精神状態が影響しているのか、孫と同車で祭を見物している公季に対し、「彼も

ご機嫌のようだ」と認識したのである。そして、その理由を、「一日の事」つまり八日に自分から受けた厚意を思い出しているからである、などと勝手に推測する道長であつた。

『御堂闕白記』寛弘四年（一〇〇七）十二月十日条

法性寺未懸額、依僧都示書之及、従本非能書、度々雖示不堪由、云所依功德故書之、以午時懸之南門、西門左大弁書、内大臣彼寺立堂供養、為入礼向、大臣有悦氣、是為功德、又一家長也、仍所向耳、又教通祭使日忝座、如此等事相重所詣也、送物和琴・琵琶・馬四疋、有鞍、權大夫有文帶、自息子四人鉢、御前十六人、四位四人・五位八人・六位四人、有被物、又隨身有被物、四位・五位・六位祿也、

(法性寺に未だ額を懸けず。僧都の示すに依りて之を書き及ぼす。本より能書に非ず。度々堪えざる由を示すと雖も、云ふ所の功德に依る故に之を書く。午時を以て之を南門に懸く。西門は左大弁書く。内大臣、彼の寺に堂を立つる供養に、入礼せむが為に向かふ。大臣、悦氣有り。是れ功德の為、又、一家の長なり。仍りて向かふ所のみ。又、教通祭使たる日に座を忝うす。此等のごとき事、相重なりて詣づる所なり。送物は和琴・琵琶・馬四疋、鞍有り。權大夫は有文帶、自余の息子四人は鉢。御前の十六人、四位四人・五位八人・六位四人に被物有り。又、隨身に被物有り。四位・五位・六位の祿なり。)

公季が法性寺三昧堂供養を行なつたのであるが、道長は、求めに応じて額の字を書き、また法会に参列した。公季は、道長の参列

をひどく喜んだ、とあるが、道長自身は、自身の「功德の為」、また自分は「一家の長」であるから、そして公季が「教通祭使たる日に座を忝う」してくれたお礼などが重なつて参列したものである、と言つていい。公季は、道長やその随身に多数の「送物」や被物を贈つている。なお、翌十一日、公季は道長第を訪ねて「昨の悦」を申し、道長は公季やその随身に引出物を賜つている。

『御堂闕白記』寛弘六年（一〇〇九）十一月十日条

備後守政職献牛二頭、一天牛右府、二班内府、各送之、日来被称無牛由、仍送之、各有悦氣、

（備後守政職、牛二頭を献ず。一の天牛は右府、二の斑は内府に、各送る。日来、牛無き由を称さる。仍りて之を送る。各悦氣有り。）

源政職が献上してきた牛を、道長が顯光と公季に贈つたところ、二人ともそれぞれ喜んでいた、というもの（それはそうであらう）。それにしても、手許に牛がないということを、常日頃から道長に訴えていた両大臣というのも、いかがなものか。

『御堂闕白記』寛弘八年（一〇一一）六月十四日条

為參内為束帶、參御前、而間御惱極重、為他行心細（久）思御座、仍奏不可參由、悦思（せし）有氣色、仍不參入、（參内せんが為に束帶を為す。御前に参る。而る間、御惱、極めて重し。他行を為すは心細く思し御座ます。仍りて参るべからざる由を奏す。悦しく思せる氣色有り。仍りて参入せず。）

一条院が危篤であった時、道長が新天皇（三条）の許に参らうと

したところ、一条が心細く思つていたので、道長は参内しない旨を一条に奏した。すると、一条は悦しく思う気配であつたので、参内しなかつた、というもの。晩年の一条と道長との微妙な関係が窺え、興味深い。

『御堂闕白記』寛仁二年（一〇一八）七月廿八日条

早朝参宮御方、攝政又參、宮被仰云、尚侍可立后事早々可吉者、余申云、宮御座恐申侍、是以未申如此事也、又被仰云、更非可然事、以有同様可慶思也、攝政申云、早可被定日者、申慶由退下、未時御出、五番、東宮參上、其儀如常、事了還御、東宮又下給、大后依御物忌不御南殿、東宮着弘徽殿、參入宮御前給、供奉公卿等召殿東廂、給酒肴、非本自本意、早卒事也、突重等不合也、以御衣給公卿、攝政祿左大将取、右府祿我取云、子孫被（難堪）云々、有興氣色、我不着座、候公卿廿一人以御衣皆給、於忽事甚大也、事了還御、

（早朝、宮の御方に参る。攝政、又、参る。宮、仰せられて云はく、「尚侍立后すべき事、早々たるを吉とすべし」とへり。余、申して云はく、「宮御座ますを恐れ申し侍る」と。是れを以て未だ此くのごとき事を申さざるなり。又、仰せられて云はく、「更に然るべき事にあらず。同じき様有るを以て、慶び思ふべきなり」と。攝政、申して云はく、「早く日を定めらるべし」とへて重し。他行を為すは心細く思し御座ます。仍りて参るべからず。其の儀、常のごとし。事了りて還御す。東宮、又、下り給ふ。大后、御物忌に依りて南殿に御さず。東宮、弘徽殿に着し、

宮の御前に参入し給ふ。供奉の公卿等を殿の東廂に召し、酒肴を給ふ。本より本意にあらず、早卒の事なり。突重等、合はざるなり。御衣を以て公卿に給ふ。摂政の禄、左大将取る。右府の禄、我取りて云はく、「子孫□るるは堪え難し」と云々。興の

氣色有り。我、座に着さず。候する公卿廿一人に御衣を以て皆給ふ。忽事に於いては甚大なり。事了りて還御す。)

道長三女威子の立后が決定した日の記事⁽⁷⁾。上機嫌に任せて急に思いついた大盤振舞の酒宴において、道長は公季の禄は自ら手渡し、「子孫が□（脱字があるが、「恩恵を受ける」とでもいった意味の語が入るのである）されるのは、堪え難い（ほど有難い）」などと公季に興言した。公季はその言葉を聞いて面白がつた、と道長は勝手に記している。かつて女の義子を一条の女御に入れ、後宮政策において道長に先行していた公季は、どのような気持ちでこの言葉を聞いていたのだろうか。

以上、『御堂闇白記』に見える「悦氣」を眺めてきた。八例のうち、寛弘四年以降の五例については、一例の例外（危篤状態の一条に関するもの）を除いて、いずれも公季について用いられていることがわかる（ただし、本当に公季が喜んでいたかどうか不明な例や、喜んでいた理由を道長が勝手に推測している例が見えるのも、道長の性格をよく表わしている）。

先にも述べたように、同時代を生きた実資にとっては、公季の機嫌などは、ほほ眼中にはなかつた。それに対し、それ以前の天台座主覚慶、道長自身、東宮居貞親王に代わり、寛弘四年という時期以降、内

大臣（後に右大臣）の公季の「悦氣」のみが連続して道長の日記に記されているのである。その背景としては、どのようなことが考えられるであろうか。

三、藤原公季の立場

まず考えられるのは、一条天皇の後宮情勢との関連である。以前述べたところであるが、寛弘三年頃、十九歳になつた彰子と一条との間に、皇子懷妊の「可能性」が生じ、彰子は寛弘四年の十二月に懷妊する。そして寛弘五年九月十一日、第二皇子敦成が誕生したのである。

一方、公季女の義子は、長徳二年（九九六）七月という早い時期に入内し、八月に女御となつたものの、一向に懷妊した形跡がない。一条によつて懷妊の「機会」そのものを遠ざけられたものと思われる。

そして長保二年（一〇〇〇）頃からは、公季の閑院に里居を続けることとなる。義子を懷妊させないという一条の「選択」に道長の意向がどれほど反映していたのか、また、ふたたび義子が参内することに対する道長の圧力がいかほどのものであつたか、知る術はない。しかし、義子が入内してから彰子が懷妊可能になるまでの十年間に、道長が公季に対して与え続けた無言のプレッシャーが、道長の心に影を落としていたと考ええるのも、あながち間違いではなかろう。

『御堂闇白記』に見える「悦氣」が、もつぱら公季に対して使用されるようになつた時期、言い換えれば、道長が公季の「ご機嫌」を何時も窺つようになつた時期というのが、道長の後宮制覇が確立し、公

季の敗北が確定した時点であるというのは、摂関政治の本質を考えるうえで、何やら示唆的である。

ただし、この時期の後宮情勢における敗者は、公季の他にも存在した。女の尊子が入内した時点すでに薨じていた道兼は問題外としても、公季女の義子に遅れること四箇月、長徳二年十一月に女の元子を入内させた顯光である。しかも、元子は義子とは異なり、一条の「寵愛」を受け、長徳三年八月頃、懷妊している。この際の懷妊は、長徳四年六月に悲劇的な結末を迎えるが、この時、たとえば元子が一条の第一皇子を産んでいたならば、道長家の栄花もどのような方向に向かっていたか、想像すらできない。この後、元子は堀河院に里居を続けたが、一条の方は元子に執着し、しばしば召しによつて参内させていた。それに対し、道長があからさまに嫌がらせをしたことは、先に論じたところである。

しかしながら、道長は、この右大臣顯光に対し、次席の大臣としてそれなりに尊重してはいたものの、公季のように格別に気を遣うこと

はなかつた。そればかりか、無能で耄碌しているのも気付かず儀式や政務の度にそれを自身の手で執り行ないたがり、当然の事のように失態を演じて、ますます人々に軽蔑されるくせに、権力欲だけは人一倍旺盛なこの老人のことを、あからさまに罵つたりしていたのである。⁽⁹⁾

それではいったい、この顯光とは異なつた対応をされた公季とは、

公季が、藤原師輔最晩年の五十歳の年、その十二男として生まれたのは、天徳元年（九五七）のことであつた。道長よりも九歳年長とい

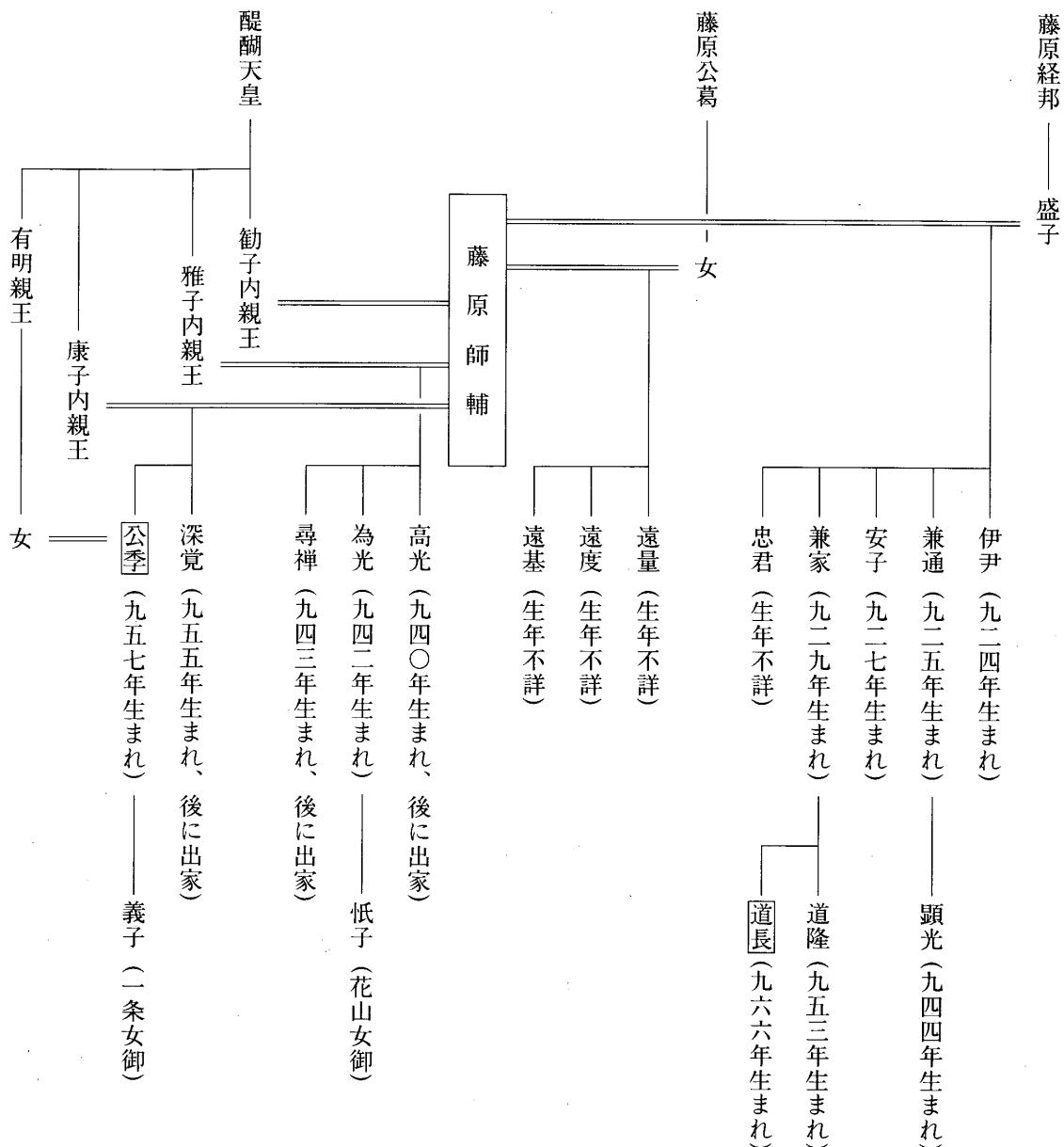
うことになる。母は醍醐天皇皇女の康子内親王。師輔の嫡妻としては、武藏守藤原経邦女の盛子がおり、伊尹・兼通・兼家という摂関や村上中宮の安子などがここから生まれているが、晩年に到り、勧子内親王、雅子内親王、康子内親王という三人の醍醐皇女の降嫁を賜り（『大鏡』第三巻「太政大臣公季」によると、女房を手なずけて密通したらしいが）、合わせて五人の男子を得てゐる。

ただ、興味深いのは、経邦女の盛子から生まれた四人の男子、常陸介藤原公葛女から生まれた三人の男子が、いずれも官人として出身しているのに対し、雅子内親王から生まれた三人の男子のうちの二人、康子内親王から生まれた二人の男子のうちの一人が、いずれも出家していることである。つまり、両内親王から生まれた男子は、それぞれ一人ずつしか、官人社会に身を置くことはしなかつたのである。ところが、雅子内親王所生の為光、康子内親王所生の公季は、ともに太政大臣にまで上り、のみならずその女たちは、天皇家のキサキとして重んじられる⁽¹⁰⁾という、特異な地歩を残したのである。

さて、公季は、生誕直後に母、四歳の時に父を失い、内裏において姉の中宮安子に育てられ、村上皇子に等しい扱いをされたと伝えられる⁽¹¹⁾。康保四年（九六七）十月、冷泉天皇即位の日に元服し、師輔の「遺奏」によつて特に正五位下に叙せられた⁽¹²⁾。

その後も順調に昇進を重ね、永觀元年（九八三）に二十七歳で参議、寛和二年（九八六）に三十歳で権中納言、長徳元年（九九五）に三十

九歳で大納言に任じられ、長徳二年（九九七）には、ついに内大臣に



昇つた。その任内大臣宣言⁽¹³⁾には、

内大臣先帝親舅、大納言朕外舅、其□共外戚也、

(内大臣は先帝の親舅、大納言は朕の外舅。其れ：共に外戚なり。)と、任命の理由が語られている。そして寛仁元年（一〇一七）に六十歳で右大臣、治安元年（一〇二二）に六十五歳で太政大臣に昇り、長元二年（一〇二九）、七十三歳で薨じている。

重要なのは、公季が長徳二年に内大臣に任じられたことにより、内大臣という官職に新たな性格が加わったということである。⁽¹⁴⁾古く七世紀の鎌足以来、八世紀の良繼・魚名と続いた内大臣は、天皇権力と結び付いて内外の輔政にあたる権臣が任じられるという性格の地位であった。十世紀になって、醍醐外祖父で宿老の公卿であつた高藤を遇するための官、兼通・道隆・道兼・伊周など若年の摂関家嫡流の官人が摂関候補として任じられる官という性格が加わった。

しかし、公季の場合、将来にわたつて摂関の地位に上ることがないであろうことは、周知の事実だつたはずであり、かといって四十一歳の公季は「宿老の公卿」というわけでもなかつた。これは、内大臣という官職に新たな性格が加わつて、大臣の定員が実質的には三人となり、内大臣も正官化して、必ずしも「員外大臣（数の外の大員）」とばかり言えなくなつたということを意味する。公季は、権臣でも、宿老の公卿でも、摂関候補でもなく、ただ単に「最上席の大納言」から「いま一際」上つて、「最下席の大員」となつたに過ぎない。逆に言えば、政権を担当せず、権力を掌握しない、壯年の内大臣という地位は、公

季のために設けられたものと考えることができますよ。

同様、太政大臣という地位も、律令制では天皇の師範であるとされ、平安時代に入つてからも、良房・基経・忠平・実頼・伊尹・兼通・頼忠・兼家までは、摂政関白の地位と密接に結び付いていた。しかし、正暦二年（九九一）に任じられた為光と、治安元年に任じられた公季の場合は、摂関ではない宿老の大員を優遇する地位という意味を持つていた。⁽¹⁵⁾

注目すべきは、権力中枢に位置しない太政大臣として優遇された「宿老の大員」が、為光・公季という、師輔と醍醐皇女との間に生まれた官人であつたという点である。彼らの高貴な血筋と、権力欲のなさが、摂関家嫡流から重んじられた結果であろう。

公季に話を戻すと、長徳二年（九九六）に内大臣伊周が左遷されて以来、道長—顕光—公季という序列が、寛仁元年（一〇一七）に頼通が摂政に就任するまで一貫して続いた（その後も、道長—頼通—顕光—公季という序列が治安元年（一〇二二）の顕光の薨去まで続く）。激しい抗争によつてめまぐるしい政権交代を続けてきた摂関期にあって、この長期安定政権は、特異なものであつた。

長く政権のトップにあつた道長は、いま二人の大員である顕光と公季との政権運営を通じて、すべてにおいて顕光と対照的な公季の姿を、親近感と尊敬を以て眺めていたのであろう。取り立てて有能というほどではないが、かといって顕光ほど無能ではなく、無難に儀式や政務をこなせる公季。内大臣という高貴な地位にありながら、顕光のような権力欲を表に出さない公季。道長よりも年長でありながら、顕光の

ように躊躇しているというほどでもない公季。道長にとつては、公季は、安心できる下僚という格好のパートナーにして、なおかつ一族の長老（「一家の長」）であつたのである。⁽¹⁶⁾

また、公季自身、賀茂祭見物や参内の際に、いつも孫と同車していきたと伝えられる姿⁽¹⁷⁾や、冒頭に挙げた『紫式部日記』の「酔ひ泣き」ぶりなど、鷹揚な長者の相を備えながら、まさに「一家の長」に相応しい人格の持ち主であつたようである。

一条天皇後宮におけるただ一人の勝者となつた道長が、一種の「引け目」を感じながら、「良き勝者“a good winner”」たることを心がけ、

何人もの敗者のうち、もつとも尊重すべき地位にあり、もつとも尊敬すべき人格であつた公季（まさに「良き敗者“a good loser”」に相応しい）に対して、その機嫌を窺うような態度を見せ、それを自身の

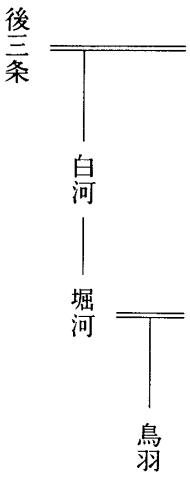
おわりに

日本文化の精華を現出させた摂関期における政権抗争は、かくも優美な勝者と敗者を産んだのである。

公季が長寿を保つて太政大臣にまで昇つたせいもあり、公季の子孫は、院政期に天皇家の外戚となり、高位高官に上つた。世代を重ねるにつれて、代々没落していくという一般的な原則に反して、これはきわめて異例の事態であった。

後世、その流は、道長の子孫である摂関家に次ぐ清華家の家格を持つ四家（三条・西園寺・徳大寺・菊亭）、大臣家の家格を持つ二家（正親町三条・三条西）、羽林家の家格を持つ二十三家ものの家に分立して繁栄した。

公季は、閑院流藤原氏の祖として仰がれたのであるが、さすがの道長も、そこまでは見通せなかつたであろう。



(1) たとえば、『御堂闕白記』に見える「悦」という語を検索してみると、

全三十七例のうち、後に触れる「悦氣」を除く三十例中、二十一例

は、道長自身の「悦」である。他は、「万人」「衆人」などが五例、一

条天皇が一例、顯光が一例、公季が一例、觀修が一例である。なお、

公季の一例は、寛弘四年十二月十一日条に、

未時許内府被渡、是昨悦也、進酒膳、引出馬一疋、隨身疋絹、

(未時ばかり、内府渡らる。是れ昨の悦びなり。酒膳を進む。馬一

疋を引き出づ。隨身に疋絹。)

と見えるもので、公季の法性寺三昧堂供養に参列した道長に、公季が御札を申しにやつて来た、というものである。

(2) たとえば、この語の古記録における初例は、藤原師輔の記した『九曆』

の承平六年（九三六）十一月廿一日条に、次のように見える。

先年延喜御時被行探韻之日、主上仰云、天皇探韻之例所未知也、為

之如何、我奏云、天長年中日記云、九日探韻時内弁大臣取探韻坏獻之者、天皇聞此事、甚有感悦氣者、

（先年、延喜の御時、探韻を行なはる日、主上仰せて云はく、「天皇探韻の例、未だ知らざる所なり。之を如何為む」と。我、奏して云はく、「天長年中日記に云はく、『九日探韻の時、内弁大臣、探韻坏を取りて之を献ず』てへり。天皇、此の事を聞き、甚だ感悦の氣有り」てへり。）

ここでは、師輔の父である忠平が、醍醐天皇の下間に応えて、天皇探韻の例を挙げたところ、醍醐は「甚だ感悦の氣」が有つた、とある。

醍醐天皇という特別な人物が、臣下（これも師輔にとつては特別な人物である）の奉答に對して、大層ご満悦だった、という文脈になる。

(3) 行啓の当日にも、実資を同車に招いた道長が、

左大臣招余同車帰洛、：今日左府於車内數度被示今日供奉之喜由、

（左大臣、余を招き同車にて帰洛す。：今日、左府、車内に於いて

數度、今日供奉の喜びの由を示さる。）

とあるように（寛弘二年三月八日条）、実資に感謝の意を何度も直接示している。「行幸の儀のごとし」と称された彰子の大原野行啓に実資が供奉してくれたことが、よほど嬉しかったのであろう（その入内以來、彰子に対して実資に含むところがあつたことは、周知の事実だつたはずである）。

(4) この『小右記』の逸文については、丸山裕美子「甘露寺親長の『遷幸部類記』について」（『史学雑誌』第一〇五編第八号掲載、一九九六年）による。

(5) 『栄花物語』卷第卅「つるのはやし」に、後一条の行幸を受けた道長が、

世の中に公の御後見仕うまつりたる人々多かるなかに、上がりてもかばかり幸ひあり、すべきことのかぎり仕うまつりたる人さぶらはずはべり。

と述べた、と見えることと比較すると、対照的である。

(6) 『御堂闕白記』寛弘四年十一月八日条。

(7) この間の経緯については、倉本一宏「威子立后決定の日」（『攝關政治と王朝貴族』所収、吉川弘文館。初出は一九九七年）を参照された

い。

(8) 倉本一宏「一条天皇後宮の変遷」『摂関政治と王朝貴族』所収、吉川

弘文館、(一〇〇〇年)。

(9) 倉本一宏「摂関期の政務と儀式」(『摂関政治と王朝貴族』所収、吉川

弘文館。初出は一九九四年)。なお、道長が叙位や除目の上卿を勤められない、と一条に奏上する際、しばしば顯光を自分の代わりに奉仕させるように、と言つてゐるが、これはもしかすると、顯光を尊重しているのではなく、自分が上卿を勤めないと顯光が勤めることになるぞ(今年の叙位や除目は大変なことになるぞ)、と一条を脅しているのかも知れない。

(10) 為光の女については、角田文衛「為光の娘たち」(『角田文衛著作集 第六卷 平安人物志 下』所収、法藏館。初出は一九六四年)に詳しい。

(11) 『大鏡』第三卷「太政大臣公季」。

(12) 『玉葉』承安五年三月六日条。

(13) 『権記』長徳三年七月五日条。

(14) 倉本一宏「内大臣沿革考」(『摂関政治と王朝貴族』所収、吉川弘文

館。初出は一九九一年)。

(15) 橋本義彦「太政大臣沿革考」(『平安貴族』所収、平凡社。初出は一九八二年)。ついでながら、『源氏物語』に登場する内大臣と太政大臣は、内大臣が摂関候補として、太政大臣が宿老の大臣としてのものである。高藤から兼通以降への変化、執筆数年前に起こった兼家から為光への変化を、共に鋭く見通した紫式部の政治センスは、さすがと言

う他はない。詳しくは『源氏物語』に見える摂関政治像」(『摂関政治

と王朝貴族』所収、吉川弘文館。初出は一九八六年)を参照された

い。

(16) 公季に対する道長の特別扱いが窺える例を、『御堂闇白記』からいくつか拾うと、以下の通り。

長保元年(九九九)三月廿日条(仁王会) 公季、前に立ちて退出。仍りてまず公季に揖す。

寛弘元年(一〇〇四)十月十日条(賭弓) 道長、公季隨身に衣を賜う(顯光隨身にはなし)。

寛弘二年(一〇〇五)正月十日条(女叙位) 義子を正三位に叙す。

寛弘二年(一〇〇五)十月十一日条(羹次) 公季男実成、羹次に道長を誘う。道長、公季隨身に柏を賜う。「雖無便、依有所思也、(便無しと雖も、思ふ所有るに依りてなり。)」という記述あり。

寛弘三年(一〇〇六)三月五日条(盃酒) 公季、中宮に参り盃酒。道長、直衣を賜う。

寛弘四年(一〇〇七)十二月二日条(淨妙寺多宝塔供養) 「初内府一家上達部(内府を初め一家の上達部)」という記述あり。

寛弘六年(一〇〇九)四月廿五日条(賀茂祭) 道長、公季と同車にて見物す。

寛弘六年(一〇〇九)十月廿二日条(東宮、一条第に移御) 公卿は馬に乗るも、公季のみ車に乗る(道長は東宮と同車)。

寛弘七年(一〇一〇)正月一日条(道長第臨時客) 道長、公季に馬を引出し、隨身に疋絹を賜う。

寛弘八年(一〇一一)四月十八日条(賀茂祭) 道長、敦成・敦良親

王と見物。公季以下、御供に候す。公季に引出物の馬あり。

長和元年（一〇二三）九月九日条　道長、公季に紅雪を贈る

世說新語 卷之三

長和二年（一〇一三）九月十六日条（叙位）
公季家司に叙位

子云、大司空、比間心可再思、身又一衰髮矣、比間可更

歷不我經矣此間必有恩身又一家長也此間不可不

者、（而るに内府云はく、「我、年を経。此の間、必ず恩有るべし。

卷之二十一

う記述あり

長和四年（一〇一五）十月廿七日条（除目）
公季、左大將を辞し、

男夷哉を雍中内言こ正哉」。〔可無期恩哉、（可ぞ期恩無からぬ）〕

や。」¹ と記述あり。

通志卷一百一十一 四用廿四日条（道義、胸病）

六四：或為于厲，无咎。无攸利。九五：厲，三月亡戎。

文獻卷之二

寛仁二年（一〇〇八）四月廿七日条（道長 脳病）方丈目被光

此日懼重
不自會
授政全之
(左力臣來ゆる
此の日
懼み重り)

自らは会はず。摂政之に会ふ。」と、いう記述あり。道長は、顯光

には会わなかつたのである。

寛仁三年（一〇一九）正月七日条（白馬節会）
公季内弁を承る後、

顕光が参入。公季案内を奏し上卿を代わろうとするも、改めること

無し。
顕光は退出。

17

『大鏡』第三卷「太政大臣公季」。祭見物に孫と同車していたことは、『御堂閥白記』寛弘四年（一〇〇七）十一月廿一日条にも見える。

(二〇〇一年九月十九日成稿)